様式第23号(第25条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様 | 第　　　　号　年　月　日　　　山梨県都留市長　　　　　　　　　　印 |

年度

介護保険料　仮徴収のお知らせ

介護保険料額について下記のとおり仮徴収しますので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  | 世帯番号 |  |  | 月 | 保険料（円） |
| 被保険者氏名 |  |  |  |  |
|  |  |  |
| 生年月日 |  | 性別 |  |  |  |  |
|  |  | 仮徴収額 |  |
| 特別徴収義務者 |  |  | ※前年度２月と同額の保険料を、４，６，８月まで仮徴収します。 |
| 特別徴収対象年金 |  |  |
| 徴収方法 |  |  |

問合せ先

税務課　市民税担当　電話

＜不服の申し立て＞

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、

山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。電話

２　処分取り消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都留市を被告として（訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。）、提起することができます。

　　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。